

介護予防サポーター・生活支援サポーター養成講座

介護の仕事に興味がある方、地域や人との関わりに興味のある方のご参加をお待ちしています。

対象 市内在住の方。

募集コース

- ・**介護予防サポーターコース** 市内の各地域で行われている「かとうまちかど体操教室」を支援する介護予防サポーターを養成します。
- ・**生活支援サポーターコース** 「かとう介護ファミリーサポートセンター」の協力会員として、簡単な家事等を行い、高齢者の充実した生活を支援する生活支援サポーターを養成します。

定員 各コース40人(先着順)

受講料 無料

申込方法 窓口、電話、ファックス

※ファックスの場合は、任意の様式に①名前②住所③電話番号④希望のコースを記入して送信してください。

申込先 高齢介護課、加東市社会福祉協議会

申込締切 6月21日(金)

	開催日時	内 容	場 所 等
介護予防サポーターコース	7月12日(金) 9時30分～11時30分	・かとうまちかど体操教室の現状 ・体力測定をしてみよう ・活動中の方から発表	社福祉センター 2階 レクリエーション室 講師 健康運動指導士 森井明美さん
	7月26日(金) 9時30分～11時30分	・運動の効果、楽しく勇躍体操、いきいき百歳体操 ・サポーターの地域での役割	
	8月9日(金) 9時30分～11時30分	・家庭でも継続できる運動のコツ ・脳トレ、レクリエーション	
生活支援サポーターコース	7月10日(水) 13時30分～16時	・相手を尊重した関わりのコツ ・生活支援	ラポートやしろ 2階 団体事務所
	7月17日(水) 10時～13時	・施設見学と実習 ～接遇、基本的な介助を学ぶ～	市内介護サービス事業所
	7月24日(水) 13時30分～16時	・振り返りと交流 ・楽しい活動のすすめ	ラポートやしろ 2階 団体事務所
両コース 共通講座	6月26日(水) 13時30分～16時	・私のまちの介護予防・生活支援 ・高齢者のからだと心 ・認知症を学ぼう	ラポートやしろ 2階 団体事務所
	7月3日(水) 13時30分～16時	・私の地域活動 ・本人や家族に応じたコミュニケーション	講師 土井病院 作業療法士、言語聴覚士

☎健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) 担当:山田かほり ☎43-0440 FAX42-1735

☎加東市社会福祉協議会 ☎42-2006 FAX42-9039

福祉医療費受給者証が新しくなります

現在お持ちの受給者証が、7月1日(月)から新しくなります。

平成30年中の所得額により、受給対象となる方には、新しい受給者証を6月末までにお届けします。

新しくなる受給者証

- ①高齢期移行者医療費受給者証(65歳～69歳)
- ②重度障害者医療費受給者証
- ③高齢重度障害者医療費受給者証
- ④乳幼児等医療費受給者証(小学3年生までの乳児、幼児、児童が対象)
- ⑤こども医療費受給者証(小学4年生から中学3年生の児童、生徒が対象)
- ⑥母子家庭等医療費受給者証(現況届を提出された方のみ対象)

※各健康保険者発行の高齢受給者証(白色)をお持ちの方は、今回の更新の対象ではありません。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:広西順子 ☎43-0501

住宅への省エネ設備設置に補助

加東市エコハウス設備設置補助金

☎市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当:今岡良介 ☎43-0502

省エネ、蓄エネ、創エネの普及を促進するため、対象設備を導入する方に補助金を交付します。

対象 次の要件を全て満たす方。

- ①補助対象の設備(下表参照)を平成31年4月1日以降に契約し、自らが居住している住宅に設置する方。
※平成31年4月1日以降に契約し、既に設置した場合も含まれます。
※共同住宅に居住する場合や対象設備が既に設置されている建売住宅を購入した場合を除きます。
- ②加東市に住民登録がある方。
- ③申請者の属する世帯の全ての世帯員が、市税等、その他市の債権に係る徴収金を滞納していない方。
- ④市が実施する温室効果ガス排出量削減等の地球温暖化防止対策事業、電力使用状況等のデータ提供、アンケート調査等に協力できる方。
- ⑤公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する『うちエコ診断』の診断を受けることができる方。

申請方法 持参

申請書 生活環境課、市ホームページ

※申請書のほかに必要な書類があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

申請期間 7月1日(月)～令和2年1月15日(水)

その他

- ①交付金の交付済累計額が予算額に達した時点で申請の受け付けを終了します。
※交付状況は生活環境課窓口、および市ホームページでお知らせします。
- ②市内の事業者(※)と契約し、施工した場合は、補助金の交付額が2倍になります。ただし、交付額が施行額を超えることはできません。
※市内の事業者・・・工事請負契約書と領収書に記載された事業者の所在地が市内である事業者。
- ③同じ項目に含まれる対象設備への補助は、一戸の住宅につき1回限りとします。
※複数世帯住宅は一戸とみなします。

対象設備	交付額等	
【窓・ガラス】 1 内窓設置 2 外窓交換 3 ガラス交換	いずれかの設置に係る費用の1/4 (上限2万5千円)	
【太陽熱利用システム】 1 自然循環型 2 強制循環型	自然循環型2万円 強制循環型4万円	
【高効率給湯器】	1 家庭用ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	3万円
	2 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	3万円
	3 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	3万円
	4 燃料電池式コージェネレーション (エネファーム)	10万円
	5 ガスエンジンコージェネレーション (エコウィル)	5万円
【蓄電池】 1 設置用リチウムイオン蓄電池	5万円	
【HEMS機器】ホーム・エネルギー・マネジメントシステム	設置に係る費用の1/5 (上限2万5千円)	